三鑛労組機関紙

発行所　三池炭鑛労働組合
大牟田市不知火町

編集発行人　平岡敏治
印刷人
印刷所　三鑛労組印刷工場

組合要求に頑破り

會社、退手第二次案を提示

會社の不誠意に業を煮やした組合側は十六日の第廿一回團体交渉で「現在までに色々考え方を出すと言いながら延ばされて來た我々としては一歩進んだ考え方を示さない限り納得出來ない旨明確に約束されたい」と詰め寄った結果、會社は廿日の二回團交で次のような第二次案を提示した。然しこれとても現行の横暴い方針はかげ薄なので組合は廿一日の交渉でこの点を強調につき「組合要求に基ずく考え方を押し通そうとするやり方を離脱した妥協案」と称する程に立至った。

會社第二次案

會社は前回の資料を集約した所要し次の通り提案する。

記

一、勤続年数の計算につき前提示案（昭和二十六年十一月三十日改正申入れ）の第六号は削除する

二、支給額につき自己都合退職の場合提示案四―二を次の通りとする

△勤続満三年以上満十年未満の者　四分の三

△勤続満十年以上の者　全額

三、特別加給につき停年退職の場合勤続満一年につき四日分

四、二十年以上の勤続者にして在職中特に功労のある者に対し新たに左の功労加給を設ける。勤続満一年につき二日分

五、年金制並に住宅資金につき年金制は厚生省の研究問題として残ては慎重を要する段階となっていたしたい。住宅資金は長期欠勤者に対し退職手当引当にしたその具体化につき別交渉したい

贊成89%強で ストー権委任

退手闘争無記名投票結果

退手闘争指令第一号に基き、三鉱労一切の組織を中闘に一任すること、賛成三三・二九〇票、反対一三・一五七票の絶対多数票を行った。結果は実力行使を含む三三八票、八九・五七%の絶対多数では十四日各支部一斉に無期名投票を行った。

われらのホープ　はたかぜ

清談な新聞　ゆたかな心の糧を孕んで「はたかぜ」はゆく

一つの社宅の惨害を終へ　さらにもう一つ　向う隣根の社宅へ

今日の精粋　平和と繁栄を意欲して「はたかぜ」はゆく

ゆくところ　歓迎沸き　感激たぎる　日本一「三鉱労組」の

労組と社宅を繋ぐもの　「はたかぜ」

書記局便り

二月十七日　神川書記長、三田次長、坂本労働、本島調査部長
旅労中央委員会出席の為上京
一月十八日　労働金庫常任委員会
一月廿二日　大労闘闘争委員会

諸規定改正

二月十三日の中央委員会で正式決定された規約改正に基いて各種諸規定が次のように改正され、即日適用される事となった。

規約改正に基き細則規定を左の通り改正する。

一、書記局規程

第一条中に規約第四十一条に基きとあるを…四十二条に基きと改める。

第四条中に…助手…とあるを…部員と改める。

第六条中の制調地を削除し調査部を次の如く改める。

「組織部を新に挿入する」

一、調査部

1、2、3、については従來通り。

4、職階制度実施に関する事項

5、組合関係諸法規の解釈研究

6、その他必要な事項。

一、組織部

1、共済会組織に関する事項。

2、生活協同組合組織に関する事項。

3、労働金庫設立に関する事項

4、その他組織上必要な事項

第七条中の助手とあるを…部員と改める。

二、書記局規程業務規則

第二条、第三条、第八条中の助手とあるを…部員と改める。

三、財務規定

第一条中に…労働組合規約第六十七条に基きとあるを…第六十九条と改める。

第十二条中の助手とあるを…部員と改める。

四、監査規程

第一条中の…規約　第四十三条に…とあるを…第四十四条に改める。

五、懲戒規程

第一条中の…規約第六十条に…とあるを…第六十二条に改める。

第十三条中の…決議機関八名を六名と改める。

第十四条中の…決議機関八名を六名とする。

尚改正條項の細則規程改正の日迄實施とする。

炭鑛賃金を一般産業の最上位に

査議　諏訪会
県長　四部

二月十日から三日間福岡、山口、出し十月以降賃金を如何に闘うべきかを具体的な研究をすゝめる事と正式決定した。闘争は炭鉱賃金を研究する前に一般的な日本経済の現状の推移を把握すべきであるという事の内容と現実の面から問題点を引大要次のような論議をうけた。その

世界金融的にみて再軍備を強行しているが然し欧州、東南ノジア等の事情で「軍備も必要であるが先ずは国民の生活をまもるべきだ」と考えるが、その軍備による労働者の生活が政治の与論となりつゝある。その様な前からみればベ十五%位の上になる国際的な動きの内にあって日本がほゞ切り下げられなければならないと今迄は時期という形で相当の生産を犠牲にして来たが、今後は再軍備に入れなければならないという様な変配階級ろうとしている。日本自身が軍備の考えから奇問題になっている問をもとうとしている、それは今後日鉱賃金を如何に調整するかということになる。

1、炭鉱賃金は殆んど職人間、同年令間の賃金差が問題である。資本家は差を拡げようとすること、実質賃金の切下げを—はそれも出来ないが、機械化

炭鑛賃金の特殊性

1、炭鉱は感覚産業であるのでその時々の経済の要求度合で炭鉱賃金も最高から最低迄上下している

2、炭鉱賃金はかりではないが職人間、同年令間の賃金差が問題である。資本家は差を拡げようとすること、実質賃金の切下げを—はそれも出来ないが、機械化

3、炭鉱の賃金形態の問題になるところは標準作業量であるが、それは機械力で裏ゐされるものと肉体という労力に裏ゐされる。重性格をもっている。この機械力を肉体的労働力に依らねば

福岡縣議會　労働議員に凱歌

労働金庫設立運動に就て

炭鑛賃金を一般産業の最上位に

炭鑛賃金の特殊性

給料取りの特別徴收 10%還付せよ

國際情勢と日本經済

團規法上提反對に關する意見書

労働議員に凱歌

炭労（中央委員會）で闘争方針決定

春季闘争の胎動早る

メーデーと同じ規模で労働者大会

前進　再び退手闘争に就て

退手改訂要求を出してから二ケ月此の間中闘は二十数回に亘る團交を重ねておるが今日に至るも尚何等の結論も得ていない而して去る八月中闘は「基本理念については既に論議つくした實情にあり主張の對立点も明確になった、從つて爾後の本格的交渉に伴ひ愈々困難熾烈な闘争が予測されるので最悪事態に處する爲に」との前置きを以て退闘指令一号を發しスト權集約を指令して來ておる。此の狀態は最早や理論闘争の中からは一云ひがへれば平和的交渉を以てしては一結論を生み出し得ない事を意味するものではなかろうか現在迄の交渉情報の中から見られる會社側の態度は基本的に現協定の改訂の意志をもたない事即ち現協定の横すべりを最后の腹としておるやうに思はれる。この事は税金及賃金のベースアップに依る手取額の増加を理由に合理化案なるものを提示しておるし、年金及住宅資金の新制度に就ては組合の主張を理解し乍ら經理事情を理由に拒否しておることからも窺ひしれるしかも會社側の此の様な態度は三鑛連の交渉結果が他の石炭産業に及ぼす影響を考慮する經營陣營からの紐付の結果に依るものではなかろうか。このことは退手闘争が他社に於ては未だ協定期間中にある爲三鑛連の單獨闘争の形になっておるが、この闘争の過程から他社労組の退手改訂要求が出る事も當然であり其その爲に他社の經營者の關心を集る事必然である事を思へば肯ると考える。從つて吾々の闘争相手には三井鉱山のみならず之を繞る一連の經營者陣營の强固なとりでが阻んでいる事を認識せねばなるまい。吾々は日々の賃金が労働力の再生産を可能にする額であり且又老後の生活の保障の爲貯蓄出來る余裕あるものであるなら退手要求への理念も亦變更することもあり得るであらうが現在の低賃金を以てしては吾々の樹立した退手要求の三原則（一、賃金後拂的性格二、老後の生活補償三、企業に對する功労報償）の變更はなし難い殊に吾々は過去の會社側との交渉の經驗の中からストを打たねば最后案を提示しないかの如き經營者の問題解決への態度を知らされているが労使間の凡ゆる問題を或は背後の壓力に依り解決出來なかつたり或は凡ての問題を力關係に委ねなければ解決し得なかつたり、この様な能力しか持ちあわせない經營者が、眞向からふりかざす合理化案に對しては一瞥をも與え得ない事は論を俟たない事である。闘ひは既に最終段階に到達している山元組合員の闘ひへの意志は八十九%のスト權委任の投票に依つても明らかであり會社の示す合理化案—實は切下げ案—の排撃態勢は整えられている。中闘はこの事實を把握し精力的交渉に移行するであらうが労働者の將來の生活安定の爲山元に於ける闘争力の結集を希望してやまぬものである。

解説

「労働金庫」或は「労働銀行」とが通称している如、前設した様にその母法となっているのは「中小企業等協同組合法」であり、これは中小企業や勤労者一般的にいって資本制社会の下に在つて経済的弱者と自ぶる人達が相互扶助の精神に立つて自主的な人的結合体をつくり経済活動を促進し地位の向上をはかる事が組いで、一般金融事業の様にそれが資本の結合体であり営利を目的とするのとは違きを異にした、協同主義の原則が基調となってその組織運営に民主監督が加えられていることを忘れてはならない。

足就に就て協議会設立によれば名称は「信用組合」両縣労働金庫」である。岡山、兵庫等本運動の先駆を務めた関係者の苦心談聞くべき秘密あたりは「労働」という字句の使用にも難色があったそうである。法の改正によって設立や大阪大臣宛請事業であったのが今は厚生省に緩和され各縣とも労働員がその育成に積極を示すのも時勢の推移であろう。この他文所の設置、一人宛負担限度等についても監督が厳しかったという。

業務の範囲は法定の凡ての種類に亘っている。預貯金の受入、貸出業務の外、手形割引、債券の売買、金融機関の預託金受入等。たゞ預金するのも貸付を受けるのも一切は組合員（その家族を含む）に限られており、所謂員外利用は認められない。

加入脱退は自由であるが組合員たり得る資格には団体と個人の二種ある。団体とは労働組合、生活協同組合、これらの連合体及びこれ等に準ずる労働者の團体を指し、個人加入の場合は本人が以上の團体の何れかに所属しており且その團体が金庫の組合員であることを要する。

右の有資格者が組合員となった預金利息と組合員が金庫に支拂った貸金利息の高一に応じてなされるのが原則となっている。

役員は組合員（團体組合員の場合はその團体の役員）の中から総会で選挙する。理事に民主的運営を期する上から別に運営協議会の設置機関の設置も考えられている。

最後に、では一体どの様な規模と事業計画で発足するか—法定要件としては組合員三百人以上出資金三百万円あれば充分であるがそれでは福岡縣の実情としてあまりにも弱体である。昨年の四月調査でも労組の余裕金だけについても一億二千万円ありその後のベースアップから來る膨脹や個人預金の吸收等を考えれば五億は下るまいと推定されるこれは「設立運動を急いでいる東京都」と大差ないところなので大体これに準じて次の様に初年度（十ケ月）の経営目標が立てられている。

一、事務所及職員数

2、支出　六、九七八
支拂利息　二、一四八
人件費　二、七六〇
物件費　二、〇七〇

3、差引損益　五五（万円

本部事務所　福岡市＝役員三
職員五
支所　北九州、筑豊、筑後＝一ケ所につき役員
一、職員三
計　二〇人
一、出資金　一、〇〇〇万円
二、預金利息
三、預金利息
目標　八、〇〇〇万円
（役職員一人当四百万円
四、貸付目標　五、六〇〇万円（定期制四千万円の八割、要求拂四千万円の六割
五、收支
1、收入　七、三二八

ることは二口以上（團体の場合は五口以上）出資をしなければならないが一口壱千円である。

組合員としての議決権、選挙権は一人一票で出資口数の多少によらないしまた剰余金の配当もその組合員の金庫利用の程度＝金庫が組合員に支拂った預金利息と組合員が金庫に支拂った貸金利息の高一に応じてなされるのが原則となっている。

役員は組合員（團体組合員の場合はその團体の役員）の中から総会で選挙する外、理事に民主的運営を期する上から別に運営協議会の設置機関の設置も考えられている。

最後に、では一体どの様な規模と事業計画で発足するか—法定要件としては組合員三百人以上出資金三百万円あれば充分であるがそれでは福岡縣の実情としてあまりにも弱体である。昨年の四月調査でも労組の余裕金だけについても一億二千万円ありその後のベースアップから來る膨脹や個人預金の吸收等を考えれば五億は下るまいと推定されるこれは「設立運動を急いでいる東京都」と大差ないところなので大体これに準じて次の様に初年度（十ケ月）の経営目標が立てられている。

一、事務所及職員数

2、支出　六、九七八
支拂利息　二、一四八
人件費　二、七六〇
物件費　二、〇七〇

3、差引損益　五五（万円

炭鑛賃金の特殊性

給料取りの特別徴收 10%還付せよ

大地評で統一交渉

二月十八日　大牟田市山田助役、税務課長と大地評傘下組合代表金員が最低還付10%を打出し強力に交渉した。

山田助役は組合にお願ひとして還付率は五%として此点又は労働者の福利厚生等の施設補助として五%程度を組合は了解してもらいたいと申三百四十名、組合側は満本額にもとづいての主張で結論を出さず、助役今週中組合側の要望を全面的にとりいれる様市長とも充分協議して、当局の誠を決めてもらいたいと要望した。

月給三月十九日長洲町、清里村、二十日高瀬町、大野村、鷹村、腰赤村、二十一日曽倉町、木葉村等各町村局と同様な交渉してもらいたいと申三百四十名、組合側は満本額にもとづいての主張で結論を出さず、助役今週中組合側の要望を全面的にとりいれる様市長とも充分協議して、当局の誠を決めてもらいたいと要望した。

なお前日村には二月一日政対部長が出張し村役場で村民税に関し折渉したのであるが、各市町村は二月下旬より三月にかけて予算審議の時期をみて、二月十五日大労闘で福岡縣、熊本縣の市町村との交渉日程にもとづき折渉に積極的に乗り出した。

福岡縣議會　労働議員に凱歌

労働議員に凱歌

炭労（中央委員會）で闘争方針決定

團規法上提反對に關する意見書

春季闘争の胎動早る

メーデーと同じ規模で労働者大会

前進　再び退手闘争に就て

去る一月廿一日から由党議員の猛反対を押し切って三日間開かれた福岡二対三で見事可決、福岡縣議会は三鉱阿久根の名を以て総理大臣始め労働、厚生省等関係当局に夫々意見書を代表する議員團が提出された労働時間近代のヒッ組合長以下労働者層生活者など関係当局に夫々意見書を提出した労働時間近代のヒッ法制定並びに團体等規正法に反対に関する決議案が提案され、自ち別項のような建議が提出されたがとしてその成功は関係一般の注目をひいている。

市町村内にある反動團体又は共同闘争機関において事前進備を十分計画する。

二、この大会の目的は、勿論、労働三政策、團体法制定絶対反対の示威と、スト体制の強化を図る大会であるが、その地方、市町村に行われつゝある反動的な動きをとり上げて反対決議（例えば、公安條例廃止、地方税増額反対等）をし、それぞれの地方議会に圧力を加える

福岡縣会に、炭労出身議員が労働法規反対決議を上げ、万場一致で採択されたが、このような圧力は当然かけるべきである

本、この大会の成果如何は今後の闘争に重大影響を及ぼすことはいうまでもないが、各地方各支部は全力をこの大会に集中する

特にその地方の主要都市、例えば札幌、福岡等の大会には地方本部が主体となり、年の

メーデー以上の動員体制を確立する

中央本部としては、主要都市の大会にはオルグを派遣する

團規法上提反對に關する意見書

政府が立案中といわれている團規法は既に共同闘争機関に対し無條件に解散を迫る内容を含んでいるが、これが実施されたならば、日本の民主主義は大きな後退を余儀なくされる。

民主国家は立法の基本的要件は国民の政治的自由の完全確保にあると考えますが新聞紙上に伝えられたこの法案は、その政治的自由の中核をなす思想言論出版集会結社等の不可侵的、基本的人権を侵犯するものであると思考されるのであります。

團体規正法の制定については既に国民の政治的自由の完全確保にあると考えますが新聞紙上に伝えられたこの法案は、その政治的自由の中核をなす思想言論出版集会結社等の不可侵的、基本的人権を侵犯するものであると思考されるのであります。

国民の政治的自由に対する制限禁止の權利を行政機関の優位を認め、罰刑法定主義の原則を放棄するものであり、政治團体に対する強大なる威嚇であると考えるのであります。この事は特高警察を復活せしめ戦争国家の再現を招来するものであると考えるのであります。

われ〳〵は過去に於て思想の自由を束縛する法令をもつ法律が立法者の意図に反して右翼団体の暴多の歴史を経験して來ました。治安警察法、治安維持法等が右翼等、処罰法、その他政策にしたがい縛を加えられました。

一度この網目に掛ったら死あります。

福岡縣議會　労働議員に凱歌

炭鉱賃金の特殊性

給料取りの特別徴收 10%還付せよ

團規法上提反對に關する意見書

春季闘争の胎動早る

前進　再び退手闘争に就て

炭鑛賃金の特殊性

組合千一夜（第四十六話）

危機

北村千麻夫作
井崎兵太画

風紀の反対はどこの事よりもまで押し切ろうとしたが米の自由販売制度を、国家統制論を唱いんを、不用意な既成上政策のたその弱の一言きっかけとしてしまったたんな失敗を、恥ずかしいところが公然と、加うるに事欠きそんな政府の与党の言を俺のだこっちのものだと紙物のような口がきかれる言葉を日本のとある地方の一隅に、一人の少女が死にました。貧しいお葬いでした。霊だけが惜しみなく霊室に降りました。

霊室に!!まったくその近所の生活水準は、〃貧乏人は麦を喰え〃と云う放言がいかに惨ぐべき非人間的な言辞であるかを、事実として示している悲しい状態に毎日があるのでしたから、腹の足しにならない書にすら、その限りない感

感にもある程の、驚愕に似た衝撃ていると云ったけの、無能な、いくりのないニュースでした。しかしこれも新聞記事のみ賞めて済むものではないようです。根本は極秘の印を好む、思いあがった政府の横暴さゆえないでしょうか。さながら、大本営発表、情報局発表と云ったような遺ちゆえないかと六さんは思いました。

どうすればいゝのでしょう。逆コースに乗せられたまゝ、眼かくされるがまゝで呉れていゝのでしょうか。六さんは、みんなのいくりのなさを感いました。その頭には、かすかに自己の過去への自嘲が浮びました。自分たちで今迄の組合側は給与所得者に特別徴収を行う場合は徹底に一〇%の徴税事務費を強国に主張し、市当局は翌年度予算審議と併せて再考慮されるよう要望した。

二月五日　大牟田税務課長、七日田原税務課長、十日高田税務課長、北原事務局長と高田政対部長が折渉

組合側は給与所得者に特別徴収を行う場合は徹底に一〇%の徴税事務費を強国に主張し、市当局は翌年度予算審議と併せて再考慮されるよう要望した。

二月五日　大牟田税務課長、七日田原税務課長、十日高田税務課長、北原事務局長と高田政対部長が折渉

組合側は給与所得者に特別徴収を行う場合は徹底に一〇%の徴税事務費を強国に主張し、市当局は翌年度予算審議と併せて再考慮されるよう要望した。

二月十八日　大牟田市山田助役、税務課長と大地評傘下組合代表金員が最低還付10%を打出し強力に交渉した。

山田助役は組合にお願ひとして還付率は五%として此点又は労働者の福利厚生等の施設補助として五%程度を組合は了解してもらいたいと申三百四十名、組合側は満本額にもとづいての主張で結論を出さず、助役今週中組合側の要望を全面的にとりいれる様市長とも充分協議して、当局の誠を決めてもらいたいと要望した。

月給三月十九日長洲町、清里村、二十日高瀬町、大野村、鷹村、腰赤村、二十一日曽倉町、木葉村等各町村局と同様な交渉してもらいたいと申三百四十名、組合側は満本額にもとづいての主張で結論を出さず、助役今週中組合側の要望を全面的にとりいれる様市長とも充分協議して、当局の誠を決めてもらいたいと要望した。

なお前日村には二月一日政対部長

27年度分市町村税

昭和二十七年度分市町村民税、税法並びに徴収方法に就て大地評は統一交渉を積極的に開始したので中間報告をいたします。

二月五日　荒尾市長、税務課長と北原事務局長と高田政対部長

炭鑛賃金の特殊性

給料取りの特別徴收 10%還付せよ

福岡縣議會　労働議員に凱歌